

議案第 47 号

愛北広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、愛北広域事務組合同規約（平成 11 年規約第 1 号）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 24 年 6 月 5 日提出

大口町長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正及び外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の廃止による外国人登録原票の廃止に伴い、この規約を変更するため必要があるからである。

愛北広域事務組合同規約の一部を変更する規約

愛北広域事務組合同規約（平成11年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第13条第2項中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の愛北広域事務組合同規約第13条第2項の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度分までの負担金については、なお従前の例による。

愛北広域事務組合同規約の一部変更新旧対照表

新	旧
<p>(経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する人口割の算定基礎は、当該支出を要する年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に記録されている組合市町の人口に基づくものとする。</p>	<p>(経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する人口割の算定基礎は、当該支出を要する年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に記録されている組合市町の人口に基づくものとする。</p>